

改正された事項

1 保育従事者の配置数

1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設は、原則として常に2人以上保育従事者を配置しておくことが必要とされていますが、6人以上19人以下の施設については、複数の乳児を保育する時間帯や夜間（夜8時以降）・午睡の時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど、安全面に配慮することにより、複数の保育従事者を配置しないこともできることとなりました。

2 保育従事者の資格

1日に保育する乳幼児数の数が6人以上の施設は、常時、保育士又は看護師の資格を有する者を1人以上配置するよう努めることとなりました。

また、1日に保育する乳幼児数の数が5人以下の施設は、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は神奈川県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であることが必要となりました。

さらに、居宅訪問型保育事業の保育従事者（ベビーシッター）のうち、保育士又は看護師以外の従事者については、次のいずれかの研修を受けることが必要となりました。

- ①地方自治体を実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース） ※企業主導型保育助成事業の実施主体が実施する研修も含まれます。
- ②公益財団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- ③指定保育士養成施設が実施する公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

3 届出対象の拡大

事業所内保育施設については、従業員の乳幼児のみを預かる施設も対象となり、全ての施設が届出対象の施設となりました。

また、幼稚園併設施設のうち、幼稚園の子育て支援活動等と独立して実施されており、幼稚園の在園児と区分された専用のスペースで専従の職員により保育を実施している施設は、届出対象の施設となりました。

4 施設内掲示事項の項目追加

利用料金に変更があった場合、当該変更のうち直近のもの内容及びその理由も掲示することが必要となりました。

また、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設とベビーシッターに限り、研修の受講状況を掲示することが必要となりました。

5 私設保育施設指導監督基準の改正

厚生労働省から認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和2年5月8日 雇児発第177号 [最終改正] 子 発 0508 第1号）が発出されたことから、私設保育施設指導監督基準を見直し、必要項目を改正しました。

なお、今後、厚生労働省から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日 雇児発第01211002号）の改正通知が発出された場合には、必要項目を改正します。